

JA共済カップ

第31回 沖縄県ジュニアサッカー(U-11)大会

那覇地区大会 要項

1. 開催目的 : 本大会は、那覇市サッカー協会少年部に所属している少年サッカーチームが一同に会し、サッカー競技を通して選手のレベルの向上と、各チーム選手・指導者間の交流と親睦、さらには青少年の健全育成を図ることを目的に開催するものである。
2. 主催 那覇市サッカー協会
3. 主管 : 那覇市サッカー協会少年部 (担当ブロック : 真和志ブロック)
4. 大会期日 : 平成29年 10月 21日(土)・22日(日)・11月 18日(土)・19日(日)
予備日 11月 25日(土)
5. 試合会場 : 真地小学校・古蔵小学校・金城小学校・浦添ふ頭南緑地・沖縄女子短大・那覇新都心公園多目的広場
6. 参加資格 : (1) 那覇市サッカー協会少年部に所属している少年サッカーチームで、平成29年度(一社)沖縄県サッカー協会第4種登録チーム、選手は(U-11)5年生以下とする。
尚、選手はスポーツ安全保険に必ず加入していること。
(2) チーム編成は代表者(総監督)1名、監督1名、コーチ2名、選手のエントリーは20名とし、エントリー選手は試合ごとに入替えも可とする。
エントリー表は、自チームの試合時間30分前に、運営本部へ提出すること。
(3) 選手証を持参すること。不携帯の選手は、当該試合への出場を認めない。(写真も同様)しかし、移籍及び追加登録についてはwebで個人登録の写し(顔写真添付すること)支払証明書の写し、必要書類2点を掲示すること。
(4) 参加団体・チーム及び個人は、大会・行事当日の映像・写真・記事等のインターネット等への掲載や配信については全て著作権・肖像権・掲載権は主催者及び主催者と協定を結んでいる団体へ帰属する事を了承した者。
(5) 監督会議において大会登録票を提出すること。
※同一チームで複数参加する場合は、監督会議提出後のメンバー入れ替えは不可とする。単独出場チームについては大会初日の第1試合開始前までは可とする。
(6) エントリー選手は、選手証を毎試合提示すること。
※変更は登録時刻/試合日の提示のみ
7. 競技規則 : 平成29年度(公財)日本サッカー協会制定(8人制ルール)の競技規則に準ずる。
8. 競技形式 : 抽選により、各グループの予選リーグを行い、各グループの上位2チームが決勝トーナメント(順位決定戦)へ進出する。
9. 競技方法 : (1) 試合時間は、予選リーグ : 40分(20分-5分-20分) とする。
決勝トーナメント : 40分(20分-5分-20分)
(2) 予選リーグにおける順位は、①…勝ち点、②…得失点差、③…総得点、④…対戦結果、⑤…P. K戦、⑥…抽選 の順で決定する。
※勝ち点(勝利…3点、引き分け…1点、敗戦…0点)とする
(3) 予選リーグの順位により、決勝トーナメント(順位決定戦)を行う。
トーナメントにおいて試合時間以内に勝敗が決しない場合は、PK方式(3人制)で決する。
なお、決勝戦のみ試合時間内に勝敗が決しない場合は、10分間(前・後半5分)の延長戦を行なう。それでも決しない場合は、PK方式で決する。
(4) 選手の交代は「自由な交代(ただしキーパーはアウトオブプレイ時、主審の許可を得る)」を採用する。
交代で退いた選手が交代要員となって再出場できることとする。自由な選手交代のためベンチ側タッチラインに6mの交代ゾーン(ハーフウェーラインを挟んで3mずつ)を設ける。
(5) 次の選手は、次試合を出場停止とする。
(イ) 同一試合で警告を2度を受けた選手及び退場処分を受けた選手
(ロ) 本大会累積警告が2回の選手。但し、リーグ戦からトーナメントへの累積警告の持越しは行わない。
尚、レッドカードでの退場選手に関しては、大会運営実行委員会で協議し速やかに判断を行なうこととする。
10. 表彰等 : (1) 優勝、準優勝、第3位及び第4位チームを表彰する。
(2) 県中央大会への派遣推薦チームは、上位、*?* チームとする。
確認中

11. 参加申込 : (1) 締 切 日 : 平成29年9月30日(土) 午後5時まで(時間厳守のこと)
 各ブロック長は、所属ブロック参加チーム名を一括して下記へ連絡すること。
 真和志ブロック長: 仲宗根 康二 (携帯) 090-1946-1183
 (メール) yasuz-makasone0425@ezweb.ne.jp
12. 代表者会議 : (1) 期 日 : 平成29年 10月 13日 (金) 午後7時30分から
 及び抽選会 (2) 場 所 : 県体協会館 1階 会議室 A
 (3) 抽選会において、大会運営上から、運営担当ブロック
 及び会場提供チームを予選リーグで各グループに割り振る。
 (4) 代表者会議に、出席しなかったチームは大会参加を取り消す。
 また、連絡もなく開催時間に遅れ、会議運営にいちじるしく支障をきたした場合、当該
 チームには、ペナルティを科す。
 (ペナルティについては、評議委員会で協議し決定する。)

13. 参加料 : 8,000 円

14. 競技・運営 : 大会の競技、運営に関するすべての事項は、本大会の代表者会議及び抽選会での確認
 に関する 確認事項 に基づくことを原則とするが、大会期間中に生じた諸事項についての判断は、大会実行委
 員会で決定する。

- (1) 本大会のピッチサイズは、タッチライン68m×ゴールライン50mとする。
 試合会場確保等で、これに合致しない場合には多少のピッチサイズ変更は可とする。
 ※ゴールエリア 4[㍍]、ペナルティエリア 12[㍍]、センターサークル半径 7[㍍]
 、P.Kマーク 8[㍍]、ペナルティーク 7[㍍] とする。
 ゴールは、教材用ゴール(5[㍍]×2.15[㍍])を使用する事とするが、事情やむを得ない場合は
 簡易ゴールの使用も可とする。
- (2) ベンチは、予選リーグにおいては抽選に使用した番号が若い方を運営本部から見て左側とする。
 決勝トーナメントにおいては、トーナメント表左側にあるチームを運営本部から
 見て左側とする。(ハーフタイム時の練習場所も含む)
- (3) 選手証チェック及び審判証チェックは、毎試合行うものとする。
- (4) 審判は4人制を採用する。各チームは審判員を帯同すること。
 ※県大会については、2人制(主審、補助審)となります。
- (5) 各チームは、既に配布されてある「大会競技・運営等に関する確認及び注意事項」
 (大会共通要項)をチーム関係者に周知徹底させること。

15. [大会運営実行委員会]

実行委員長・・・平 良 政 順 那覇市サッカー協会理事・少年部部长
 副委員長・・・新 里 喜 孝 那覇市サッカー協会理事・少年部副部长
 北 川 敏 之 那覇市サッカー協会理事・少年部副部长
 " 桑 江 隆 那覇市サッカー協会理事・少年部副部长
 " 玉 寄 実 那覇市サッカー協会理事・少年部副部长

運営委員・・・仲宗根康二 真和志 ブロック ブロック長
 " 久 場 友 弥 真和志 ブロック 中央委員
 " 國 吉 篤 史 真和志 ブロック 役員
 " 照 屋 幸 秀 真和志 ブロック 役員
 " 長 堂 は じ め 真和志 ブロック 役員
 " 新 川 研 師 真和志 ブロック 役員
 " 藤 川 克 馬 真和志 ブロック 役員
 " 城 間 幸 一 郎 真和志 ブロック 役員

大会の競技、運営等に関する確認及び注意事項

H29年度 大会共通 要項

各チームは、次の事項をチーム関係者に周知徹底し、大会運営にご協力願います

大会運営実行委員会

〔H26年6月9日 改訂〕

雨天時の試合	(1)	試合は原則、雨天決行とするが、雷雨等の際には大会運営実行委員会で協議のうえ、各会場運営主任へ決行可否かを連絡する。
コーチング	(2)	試合中、テクニカルエリア(ベンチ)から、その都度ただ一人の役員(代表者・監督・コーチ)のみが戦術的指示を伝えることが出来る。(各会場は原則としてテクニカルエリアを明示(破線)すること)
ベンチ入り	(3)	ベンチ入りは、代表者(総監督)1名、監督1名、コーチ2名(合計4名)及びエントリーされた選手のみとする。 ベンチ入りしているエントリー選手は、フィールドでプレーしている選手と異なるカラーのシャツかヴィブス等を着用すること。 各チームのキャプテンはキャプテンマークをつけることが、望ましい。
ユニフォーム	(4)	ユニフォームについて、審判と同色または類似したカラーの着用は認めない。 各チームとも、正・副のユニフォーム(FP・GKそれぞれ異なる色)を準備すること。
審判	(5)	各チームは、4級以上(高校生以上かつ経験者)の資格を有する審判員を2名(うち1名は成人の主審経験者)帯同すること。 審判がいないチームは、自チームの責任で確保すること。 審判は審判着(黒系統)を着用し、ワッペンを付けること。また、審判証(写真付)も持参すること。
審判のジャッジ	(6) (7)	(6) 試合中、チームの指導者や保護者から審判のジャッジあるいは選手に対して、著しく不穏当な言動があった場合には、試合会場から退場させられる場合もあるので十分に気を付けること。 (7) 各チームの指導者で審判のジャッジ等に対する苦情については、内容を明記し署名・押印のうえ、当該試合の翌日までに所属ブロック副部長へ申し立て(メール可)すること。 なお、係る審判へ直接苦情等を行なう行為・言動は固く禁ずる。
運営協力	(8)	参加チームは、①運営協力者(成人)1名以上、②記録員(1名)、③駐車場係(1名)を出し、会場運営主任の指示により下記を行うこと。 ①運営協力者は、当該会場の第1試合開始1時間前までに集合し、会場の設営等を行うこと。 試合時は、選手チェック・ライン引き・ボールボーイ・グラウンド水撒き・路駐確認等を行うこと。 当日の最終試合終了後は、後片付け(ゴール移動・グラウンド整備・本部席片付け等)を行うこと。 ※上記①を履行しないチームにはペナルティを科す。 但し、会場運営主任の了解を得た場合にはこの限りでない。 (ペナルティについては、評議委員会で協議し決定する。) ②記録員は審判割当て試合時に、会場運営本部にて当該試合の記録を行うこと。また記録内容を試合終了後、主審と確認の上、整合をとること。 ③駐車場係は審判割当て試合時に、指定された駐車場の整理・確認等を行うこと。
車両の駐車	(9)	会場施設内の車両の駐車については、確認しやすい位置に氏名・チーム名・携帯電話番号等を記したものを表示すること。各チームは保護者へ通知徹底すること。 違法駐車で学校及び周辺住民へ迷惑をおよぼした場合には、チームへのペナルティを検討する。なお、「悪質な違法駐車」は警察に訴えることもある。
選手の負傷	(10)	大会期間中の選手の負傷については、各チームの責任において処置すること。 万一に備え、健康保険証の写しを準備すること。
学校施設等の保清	(11) (12) (13)	(11) 参加チームは、ゴミ等の持ち帰りを徹底し、学校施設の保清に十分努めること。 (12) 当日の最終試合の1つ前の試合の2チームは、グラウンド・待機場所周辺のゴミ拾いを行うこと。 (13) 当日の最終試合の2チームは、トイレの清掃を行なうこと。
学校施設等への被害	(14) (15)	(14) 選手及びその関係者はグラウンド以外では絶対にボールを蹴らないこと。各チームは選手等への指導を徹底して行なうこと。 学校施設等へ被害をもたらした場合には、速やかに会場運営主任へ連絡すること。 これが遅滞した場合には、ペナルティーを科す場合もある。 なお、ガラスなどを破損した場合には、チームの責任において即日復旧で対応すること。 (15) 学校敷地内禁煙:健康増進法第25条の定めにより学校敷地内での喫煙を禁止します。